附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第６条の規定による一部負担金返戻金の支給については、なお従前の例による。

3　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

4　変更後の第18条第２号及び附則第６条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

5　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

6　変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

7　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　組合員又はその被扶養者が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

11　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十九日
掲載頁　一一五頁（号外第一五六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月十六日
掲載頁　二十八頁（号外第八十二号）

平成二十五年五月二日
佐賀県唐津市千代田町二二五六番地
（甲）昭和自動車株式会社
代表取締役　金子　晴信

佐賀県唐津市千代田町二二五六番地の五
（乙）株式会社昭和ファイナンス
代表取締役　金子　直幹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百五十万円減少し、九百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　北羽新報
掲載の日付　平成二十五年四月二十四日
掲載頁　二頁
平成二十五年五月二日
秋田県能代市字高塙一一三番地の二
株式会社フレンドビスタ
代表取締役　伝慶　善昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年六月七日であり、臨時株主総会の決議は、平成二十五年四月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月二十六日
掲載頁　七十八頁（号外第九十号）
平成二十五年五月二日
東京都港区西新橋二丁目二二番二号
辰星技研株式会社
代表取締役　中川　博勝

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を四十億一千二百七十四万三千八百四円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十七日
掲載頁　一七七頁（号外第一四〇号）
平成二十五年五月二日
東京都千代田区神田錦町一丁目九番地
日本総合住生活株式会社
代表取締役　福永　清

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年六月三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年五月二日
東京都港区新橋六丁目二〇番二号
株式会社ドゥ・ハウス
代表取締役　稲垣　佳伸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年五月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年五月二日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番一八号
株式会社ネットマーケティング
代表取締役　宮本　邦久